

# 『論語私存』 訳注（十）

水野 実・阿部光麿・大場一央・松野敏之 編

凡例

- ・ 底本は、北京市国家図書館蔵『四書私存』（明嘉靖二十二年刻本）を用いた。
- ・ 原文において判読出来ない字は□で表記した。
- ・ 書き下しにおいて、『論語』本文における□は「」で示した。
- ・ 書き下しにおいて、季本注における□は、類推できる場合は「」で示し、校異を附した。
- ・ 季本『説理会編』は、清華大学図書館蔵馮繼科刻本（四庫全書存目叢書所収）を用いた。
- ・ 校異および解釈には、朱湘鈺 点校、鍾彩鈞 校訂『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所、二〇一三年六月）を参考として用いた。

鄉党第十

【一】

孔子於鄉黨、恂恂如也、似不能言者。其在宗廟朝廷、便便言。唯謹爾。

便便、習熟之意。對上文似不能言而言。恂恂、言其無言也。便便、言其有言也。

〔訓読〕

孔子、郷党に於いて、恂恂じゆんじゆんじよ如たり、言ふこと能はざる者に似たり。其の宗廟朝廷に在りては、便便として言ふ。唯だ謹しむのみ。

便便は、習熟の意なり。上文の言ふこと能はざるに似たりに対して言ふ。恂恂は、其の言無きを言ふなり。便便は、其の言有るを言ふなり。

【二】

○朝與下大夫言、侃侃如也。與上大夫言、誾誾如也。君在、蹏蹏如也、與與如也。

闐字、從言、在門内、言若不出口之意。與與、有相與之情。張橫渠不忘敬君之說、得其訓矣。若威儀中

適、則馬氏舊註也。

〔訓読〕

○朝にして下大夫と言へば、侃侃かんかんじよ如たり。上大夫と言へば、闇闇あんあんじよ如たり。君在せば、蹶蹶くわくせきじよ如たり、与与よよじよたり。

闇の字は、言に従ひ、門内に在り、言、口より出でざるが若きの意。与与は、相ひ与くみするの情有り。張横渠の君を敬ふを忘れざるの説、其の訓を得たり。威儀中適するが若きは、則ち馬氏の旧註なり。

〔語釈〕

○闇字從言 『説文解字』卷三上に、「闇は、和説わえつにして諍ふなり。言に従ふ、門の声」とある。

○言若不出口 言葉が口から出ないかのように、大声で話さないこと。『淮南子』汜論訓に、「周公の文王に事ふるや、行、専制する無く、事、己に由る無く、身、衣に勝へざるが若く、言、口より出でざるが若し」とある。

○張横渠不忘敬君之説 『正蒙』三十篇に、「与与如たりとは、君或いは朝に在り廟に在れば、容色、君に向ふを忘れざるなり」とある。『論語集注』郷党篇・2章も引用する。

○馬氏舊註 『論語注疏』郷党篇・2章に「馬曰く、与与は、威儀中適するの貌なり」とある。『論語集注』郷党篇・2章も引用する。

【三】

○君召使擯、色勃如也、足躩如也。揖所與立、左右手。衣前後、檐如也。趨進、翼如也。賓退、必復命曰、賓不顧矣。

足躩、盤辟貌。此本包氏舊註。言兩足相盤而開關。猶言闊步也。○孔子仕魯時、絶無諸侯來朝之事記於春秋。不知使擯、何所指也。説見後執圭條下。

〔訓読〕

○君、召して擯ひんたらしむれば、色、勃はつたり、足、躩かくまたり。与に立つ所を揖すれば、手を左右にす。衣の前後、檐せんしよ如たり。趨り進むには、翼如たり。賓退けば、必ず復命して曰く、賓、顧みずと。

足躩は、盤辟の貌。此れ包氏の旧註に本づく。兩足の相ひ盤して開關するを言ふ。猶ほ闊歩と言ふがごときなり。○孔子、魯に仕へし時、絶えて諸侯來朝の事、春秋に記す無し。擯たらしむとは、何れの指す所なるかを知らざるなり。説、後の執圭の条下に見ゆ。

【四】

○入公門、鞠躬如也。如不容。立不中門。行不履闕。過位、色勃如也、足躩如也。其言似不足者。攝齊升堂、鞠躬如也。□□、似不息者。出降一等、逞顔色、怡怡如也。沒□□□、□□也。復其位、蹶蹠如也。

出降一等、出公門也。魯公門内有應門、外有臯門。外朝在臯門之内、朝廷執政所在。故曰復其位也。

〔訓読〕

○公門に入るに、鞠躬如たり。まゝくきゆうじよ容れられざるが如くす。立つに門に中せず。行くに闕を履まず。位を過ぐれば、色、勃如たり、足、蹶如たり。其の言ふこと、足らざる者に似たり。斉しを撰かげて堂に升るに、鞠躬如たり。「氣を屏おそむること」、息せざる者に似たり。出でて一等を降れば、顔色を逞はなちて、怡怡如たり。「階を」没つくして「趨り進むこと、翼如たり」。其の位に復かへれば、蹶おそ踏如たり。

出でて一等を降るとは、公門を出づるなり。魯の公門は、内に応門有り、外に臯門有り。外朝は臯門の内に在り、朝廷の執政の在る所なり。故に曰く、其の位に復ればなりと。

〔語釈〕

○應門 宮廷の正門。『詩経』大雅・綿に「迺すなはち応門を立つ、応門、將將たり」とある。

○臯門 城郭の最も外側の門。『詩経』大雅・綿に「迺すなはち臯門を立つ、臯門、伉かうたる有り」とある。

【五】

○執圭、鞠躬如也。如不勝。上如揖、下如授、勃如戰色。足蹠蹠如有循。享禮、有容色。私覲、愉愉如也。享、獻也。獻於廟中也。朱子曰、行聘禮畢、而後行享禮。聘、是以命圭通信。少間仍舊退還命圭。享、是獻其圭璧琮璜、非命圭也。皮幣輿馬之類、皆拜跪以獻、退而又□□獻其卿大夫、凡三四次方畢。所獻之物皆受、□少間以別物回之。皮幣輿馬、皆陳於庭。故曰庭實。今按、諸侯命圭、乃所受於天子之封。

圭、桓圭之類、是也。此宜君所自執、而惟朝王則輯之、不應使大夫□此以聘鄰國也。周禮典瑞及王人註云、諸侯遣臣□於天子、聘用圭璋、享用璧琮。諸侯自相聘亦執之。又云、凡諸侯之臣、聘不得執君桓圭之等、但以圭璋璧琮爲文飾耳。此說與朱子有異。然未可以爲非是。蓋聘者、天子問諸侯之禮、而諸侯僭行之者。豈有天子亦以其所執之圭、使通信於諸侯之禮乎。○晁氏謂孔子仕魯絕無朝聘往來之事、□□  
□□圭□□孔子嘗言其禮當如此爾。愚則直以爲雜記□□也。

〔訓読〕

○圭を執れば、鞠躬如たり。勝へざるが如し。上ぐるには揖するが如く、下すには授くるが如く、勃如として戦色。足は蹠蹠如として循ふこと有り。享礼には、容色有り。私覲してきには、愉愉如たり。

享は、献なり。廟中に献よるなり。朱子曰く、聘礼を行ひて畢り、而る後に享礼を行ふ。聘は、是れ命圭を以て通信す。少間、旧に仍りて退きて命圭を還す。享は、是れ其の圭璧琮璜を献る、命圭に非ざるなり。皮幣輿馬の類、皆な拜跪して以て献る、退きて又た「物を以て」其の卿大夫に献る、凡そ三四次にして方はじめて畢る。献る所の物は皆な受く、「但だ」少間、別物を以て之に回かす。皮幣輿馬は、皆な庭に陳ぬ。故に庭実と曰ふと。今按ずるに、諸侯の命圭は、乃ち天子の封より受くる所。圭は、桓圭の類、是れなり。此れ宜しく君の自ら執る所なるべくして、惟れ王に朝せんとすれば則ち之を輯む、応に大夫をして此を「執りて」以て隣国に聘せしむるべからざるなり。周礼の典瑞及び王人の註に云ふ、諸侯、臣を遣はして天子に「聘せしむ」、聘には圭璋を用ひ、享には璧琮を用ふ。諸侯自ら相ひ聘して亦た之

を執ると。又た云ふ、凡そ諸侯の臣、聘して君の桓圭の等を執るを得ず、但だ圭璋璧琮を以て文飾と為すのみ。此の説、朱子と異有り。然れども未だ以て是に非ずと為すべからず。蓋し聘とは、天子、諸侯を問ふの礼にして、諸侯、之を僭行する者なり。豈に天子も亦た其の執る所の圭を以て、諸侯に通信せしむるの礼有らんや。○晁氏謂ふ、孔子、魯に仕へ、絶えて朝聘往来の事無し、「疑ふらくは、使擯、執圭の兩条は俱に」孔子嘗て其の礼は当に此くの如くなるべしと言ふのみ。愚は則ち直だ以て「曲礼を」雜記すと為すなり。

〔語釈〕

○朱子曰く故曰庭實 『朱子語類』卷三十八〔論語二十〕・28条。

○諸侯遣臣□於天子く諸侯自相聘亦執之 『周礼』卷四十一・玉人の賈公彦疏に、「此れ謂ふ、上の公の臣は執りて以て規聘するには圭璋を用ひ、享には璧琮を天子及び后に用ふるなり。若し兩諸侯自ら相ひ聘するも、亦た之を執る」とある。

○又云、凡諸侯之臣く但以圭璋璧琮爲文飾耳 『周礼』卷二十・典瑞の賈公彦疏に、「此れ臣を遣はして聘問を行ふの執る所の者なり。若し本より君親みづか自ら朝すれば、執る所は上文の桓圭の等は是れなり。若し臣を遣はして聘せしむれば、君の圭璧を執るを得ず、桓信躬と蒲璧との文無し、直だ之を琢とくするのみ。故に琢せる圭璋璧琮と云ふは、此れ公侯伯の臣を謂ふなり」とある。

○晁氏謂く當如此爾 『論語集註大全』郷党・5章に「晁氏曰く、孔子、定公九年、魯に仕へて十

三年に至り齊に適く。其の間、絶えて朝聘往来の事無し。疑ふらくは、使擯、執圭の兩条、但だ孔子嘗て其の礼は当に此くの如くなるべしと言ふのみ」とある。

【校異】

○退而又□□獻其卿大夫 『朱子語類』卷三十八に従い「退而又以物獻其卿大夫」とした。

○□少間以別物回之 『朱子語類』卷三十八に従い「但少間以別物回之」とした。

○不應使大夫□此 『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所）に従い「不應使大夫執此」とした。

○諸侯遣臣□於天子 『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所）に従い「諸侯遣臣聘於天子」とした。

○□□□□圭□□ 『論語集註大全』に従い「疑使擯執圭兩條」とした。

○愚則直以爲雜記□□也 本卷・7章の季本注に「或亦雜記曲禮耳」とあるのに基づき、「愚則直以爲雜記曲禮也」と推定した。

【六】

○君子不以紺緌飾。紅紫不以爲褻服。當暑、袗絺綌、必表而出之。緇衣羔裘、素衣麕裘、黃衣狐裘。褻裘長、短右袂。必有寢衣、長一身有半。狐貉之厚以居。去喪、無所不佩。非帷裳、必殺之。羔裘玄冠、不以甲。吉月、必朝服而朝。



君子、以在位之君子言。羔裘、視朝之服。麕裘、視朔及聘享之服。狐裘、大蜡息民之服。古昔衣裳、不欲其文之著、故加單衣以覆之、然欲其色之稱、示不相混也。曲禮疏、裼所以異於襲者。凡衣近體、有袍禪之屬。其外有裘。夏月則衣葛。其上有裼衣、裼衣上有襲衣、襲衣之上有常着之服、則皮弁之屬也。掩而不開、□□之襲。若開而袒出其裼衣、則謂之爲裼。○寢衣、衣之長、而其半可以覆足者。孔注以爲今之被、非也。此二語、程子以爲當在齊必有明衣布之下。○此章論君子衣服之制當如此。皆富貴者之服、必非孔子事也。

〔訓讀〕

○君子は紺緞かんじゆうを以て飾らず。紅紫は以て褻服せつぷくと為さず。暑に当りては、袷の絺綌、必ず表して之を出す。緇衣には羔裘こうじゆう、素衣には麕裘こんじゆう、黄衣には狐裘こじゆう。襲裘は長く、右の袂を短くす。必ず寢衣有り、長きこと一身有半。狐貉こかくの厚くして以て居る。喪のぞを去けば、佩のぞびざる所無し。帷裳ゐしやうに非ざれば、必ず之を殺さいす。羔裘玄冠しては、以て弔せず。吉月には、必ず朝服して朝す。

君子は、在位の君子を以て言ふ。羔裘は、朝を視るの服。麕裘は、朔を視る、及び聘享するの服。狐裘は、大蜡たいさに民を息いきふの服。古昔、衣裳には、其の文の著なるを欲せず、故に單衣を加へて以て之を覆ふ、然れば其の色の稱なづふを欲し、示すに相ひ混ぜざるなり。曲礼の疏に、裼は襲に異なる所以の者なり。凡そ衣の体に近くして、袍禪の属有り。其の外に裘有り。夏月には則ち葛を衣きる。其の上に裼衣有り、裼衣の上に襲衣有り、襲衣の上に常に着するの服有り、則ち皮弁の属なり。掩おほひて開かさざれば、〔則

ち」之を襲と「謂ふ」。若し開きて袒し、其の裼衣を出せば、則ち之を謂ひて裼と為すと。○寝衣は、衣の長くして、其の半ば以て足を覆ふべき者なり。孔注に以て今の被と為すは、非なり。此の二語、程子以為へらく、当に齊必有明衣布の下に在るべしと。○此の章、君子の衣服の制、当に此くの如くなるべきことを論ず。皆な富貴者の服は、必ず孔子の事に非ざるなり。

〔語釈〕

○曲禮疏レ則謂之爲裼 『礼記注疏』曲礼。

○齊必有明衣布 『論語』郷党・7章。

○此二語、程子以為當在齊必有明衣布之下 『論語集注』郷党・6章に「程子曰く、此れ錯簡なり。当に齊必有明衣布の下に在るべし、と」とある。

〔校異〕

○□□之襲 『礼記注疏』曲礼に従い「則謂之襲」とした。

【七】

○齊必有明衣布。齊必變食。居必遷坐。

此章似亦孔子之事、但與上下二章爲類。或亦雜記曲禮耳。

〔訓読〕

○齊さいには必ず明衣有り、布もてす。齊には必ず食を変ず。居には必ず坐を遷す。

此の章、亦た孔子の事にして、但だ上下二章と類を為すに似たり。或いは亦た曲礼を雜記するのみ。

【八】

○食不厭精、膾不厭細。食饔而餲、魚餕而肉敗不食。色惡不食。臭惡不食。失飪不食。不時不食。割不正不食。不得其醬不食。肉雖多、不使勝食氣。唯酒無量、不及亂。沽酒、市脯、不食。不撤薑食。不多食。祭於公、不宿肉。祭肉、不出三日。出三日、不食之矣。

不時、鄭註以爲非朝夕日中時。大約得之而未盡。蓋謂朝夕日中、各有所宜食之物也。割不正、謂割肢體、而或以毛骨之不堪食者雜於其中也。以毛骨污穢者雜之、則爲不正矣。不得其醬、觀其字、則物各有所宜之醬也。故朱子曰、醬非今所用醬、如內則中數般醬、隨其所用而不同。雙峯饒氏曰、當看其字、其是指其所食物而言。醬之爲品非一、飲食各有所宜、如食魚膾宜用芥醬、食濡魚用卵醬、食麋腥濡鷄濡鼈用醢醬、如內則所云是也。古之制飲食者、使人食其物則用某醬、必有意義、不是氣味相宜、必是相制。不得之、則非特不備、食之亦必有害、故不食也。其說尤詳。○唯酒無量、非謂放飲也。蓋據當飲時而言、或爲尊者所勸、不限於不飲也。如湛露詩所謂淹淹夜飲、不醉無歸、是勸飲之辭也。至於莫不令儀、莫不令德、則不及亂矣。不多食、但屬不撤薑食而言。若泛舉諸食、則上文肉不勝食、酒不及亂之類、已有不多之意、不必重複也。祭肉不出三日、明不宿肉之意。蓋頒賜所得之祭肉、不俟經宿、則次日食之而可盡、

過此不食、則出三日矣。○此上當爲一章、亦論富貴者之飲食、與飯蔬食飲水之意不同、必非孔子事也。食不語。寢不言。

此二句似記孔子言語以時之事。或當自爲一節耳。

雖蔬食菜羹瓜祭、必齊如也。

瓜、依魯論作必之說。此亦記孔子事、而當自爲一節。

〔訓読〕

○食は精を厭はず、膾は細きを厭はず。食の饑して餓せると、魚の餒して肉の敗れたるは、食らはず。色の悪しきは食らはず。臭の悪しきは食らはず。飢を失へるは食らはず。時ならざるは食らはず。割の正しからざるは、食らはず。其の醬を得ざるは、食らはず。肉は多しと雖ども、食の氣に勝たしめず。唯だ酒は量無し、乱るるに及ばず。沽酒、市脯は、食らはず。薑を撤<sup>す</sup>てずして食らふ。多くは食らはず。公に祭りては、肉を宿せず。祭りの肉は、三日を出ださず。三日を出づれば、之を食らはず。

時ならずとは、鄭註以て朝夕、日中の時に非ずと爲す。大約、之を得たるも未だ尽くさず。蓋し朝夕、日中と謂へば、各おの宜しく食らふべき所の物有るなり。割の正しからざるとは、肢体を割きて、或ひは毛骨の食らふに堪へざる者を以て其の中に雜はるを謂ふなり。毛骨汚穢なる者を以て之を雜ふるは、則ち正しからずと爲すなり。其の醬を得ずとは、其の字を觀れば、則ち物に各おの宜しくする所の醬有るなり。故に朱子曰く、醬は今の用ふる所の醬に非ず、内則中の數般の醬の如く、其の用ふる所に随ひ

て同じからずと。双峯饒氏曰く、当に其の字を見るべし、其れ是れ其の食らふ所の物を指して言ふ。醬の品たること一に非ず、飲食には各おの宜しくする所有り、如<sup>たと</sup>へば魚膾を食らふには宜しく芥醬を用ふべし、濡魚を食らふには卵醬を用ひ、麋腥、濡鷄、濡鼈を食らふには醢醬を用ふ、内則の云ふ所の如き、是れなり。古の飲食を制する者は、人をして其の物を食らふに則ち某醬を用ひしむ、必ず意義有り、是れ気味相ひ宜しきのみならず、必ず是れ相ひ制するなり。之を得ざれば、則ち特だ備はらざるのみならず、之を食らふも亦た必ず害有り、故に食らはざるなりと。其の説尤も詳らかなり。○唯だ酒は量無しとは、放飲を謂ふに非ざるなり。蓋し当に飲むべき時に抛りて言ふ、或ひは尊者の勸むる所と為り、飲まざるに限らざればなり。如<sup>たと</sup>へば湛露の詩に所謂淹淹たる夜飲、酔はざれば帰る無しと、是れ飲を勸むるの辞なり。令儀あらざること莫し、令徳あらざること莫きに至り、則ち乱るるに及ばず。多くは食らはずとは、但だ薑を撒てずして食らふに属して言ふ。若し泛く諸食を挙ぐれば、則ち上文の肉は食に勝たしめず、酒は乱るるに及ばざるの類、已に不多の意有り、必ずしも重複せざるなり。祭りの肉は三日を出ださずとは、肉を宿せずの意を明らかにす。蓋し頒賜せられて得る所の祭肉は、経宿を俟たず、則ち次日、之を食らひて尽くすべし、此を過ぐれば食らはず、則ち三日を出づればなり。○此の上、当に一章と為すべし、亦た富貴者の飲食を論ず、飯疏食飲水の意と同じからず、必ず孔子の事に非ざるなり。食らふには語らず。寝ぬるには言はず。

此の二句、孔子の言語、時を以てするの事を記すに似たり。或いは当に自ら一節と為すべきのみ。

蔬食菜羹と雖ども必ず祭る、必ず齊如たり。

瓜は、魯論の必に作るの説に依る。此れも亦た孔子の事を記して、当に自ら一節と為すべし。

〔語釈〕

○朱子曰く隨其所用而不同 『論語集註大全』郷党・8章にほぼ同文が見える。

○如内則中數般醬 『礼記』内則には「芥醬」「醯醬」「卵醬」が見られる。

○雙峯饒氏曰く、當看其字く食之亦必有害、故不食也 『論語集註大全』郷党・8章にほぼ同文が見える。

○湛露詩所謂淹淹夜飲、不醉無歸 『詩經』小雅・湛露の第一章に、「湛湛たる露、陽に匪ざれば  
晞かはかず。厭厭たる夜飲、酔はざれば帰ること無し」とある。

○莫不令儀、莫不令徳 『詩經』小雅・湛露の第三章・第四章に「湛湛たる露斯、彼の杞棘に在り。  
顕允の君子、令徳あらざること莫し。其の桐其の椅、其の実み離離たり。豈弟がいていの君子、令儀あらざること莫し」とある。

○瓜依魯論作必之説 陸徳明『經典釈文』卷二十四に、「魯は瓜を讀みて必と為す」とある。朱熹も瓜を「必」に改める。

【九】

○席不正、不坐。

吳氏曰、危坐爲跪、安坐爲居、凡禮坐皆謂跪也。

〔訓読〕

○席正しからざれば、坐せず。

吳氏曰く、危坐を跪と爲し、安坐を居と爲す、凡そ礼の坐は皆な跪と謂ふなり。

〔語釈〕

○吳氏曰く凡禮坐皆謂跪也 『論語集註大全』郷党・9章に同文が見える。

【十】

○郷人飲酒、杖者出、斯出矣。郷人儼、朝服而立於阼階。

朝服立階、意者古人重儼、故其禮如此。不然、則近於迂矣。若謂恐驚先祖五祀之神、則不先告神以儼、而乃臨時使之依己。此何禮哉。

〔訓読〕

○郷人の飲酒には、杖者出づれば、斯に出づ。郷人の儼には、朝服して阼階に立つ。

朝服して階に立つ、意は古人、儼を重んず、故に其の礼、此くの如し。然らざれば、則ち迂に近し。若し先祖五祀の神を恐驚すと謂へば、則ち先づ神に告ぐるに儼を以てせず、而して乃ち時に臨みて之を

して己に依らしむ。此れ何の礼ぞや。

〔語釈〕

○恐驚先祖五祀之神 『論語集注』郷党・10章に、「或ひと曰く、其の先祖五祀の神を驚かさんことを恐れ、其の己に依りて安んずることを欲するなり」とある。

【十一】

○問人於他邦、再拜而送之。康子饋藥。拜而受之。曰、丘未達、不敢嘗。

此雖記孔子之誠意、而又見往來拜使人之禮。

〔訓読〕

○人を他邦に問へば、再拜して之を送る。康子、藥を饋<sup>おくり</sup>る。拜して之を受く。曰く、丘、未だ達せず、敢へて嘗めず。

此れ孔子の誠意を記すと雖ども、而れども又た往來、使人を拜するの礼を見<sup>しめ</sup>す。

【十二】

○厩焚。子退朝曰、傷人乎。不問馬。

此孔子家厩也。以退朝知之。呉氏之說能發其意。



〔訓読〕

○厩焚けたり。子、朝より退きて曰く、人を傷へりやと。馬を問はず。

此れ孔子の家の厩なり。朝より退くを以て之を知る。呉氏の説、能く其の意を發す。

〔語釈〕

○呉氏之説 『論語集注大全』郷党・12章に、「呉氏曰く、厩焚けて馬を問ふは、人の常情なり。

聖人、人の馬を救はんとして傷つくを恐る。故に人に傷あるか否かを問ふのみ。更に馬を問はず。之を記すは教へを示す所以なり。雜記、家語、皆な此の事を載す。家語に国厩と云ふは、恐らくは国厩に非ず、則ち馬は当に路を問ふべきの馬なれば則ち又た重し」とある。

【十三】

○君賜食、必正席、先嘗之。君賜腥、必熟而薦之。君賜生、必畜之。侍食於君、君祭、先飯。疾、君視之、東首加朝服拖紳。君命召、不俟駕行矣。

孔子事君之禮、亦只是恭敬之心、不敢忽處。

〔訓読〕

○君、食を賜へば、必ず席を正して、先づ之を嘗む。君、腥きを賜へば、必ず熟して之を薦む。君、生けるを賜へば、必ず之を畜ふ。君に侍食するに、君祭れば、先づ飯す。疾あるに、君、之を視れば、東首し

て朝服を加へ、紳を拖く。君、命じて召せば、駕を俟たずして行く。

孔子、君に事ふるの礼、亦た只だ是れ恭敬の心、敢へて忽せにせざる処なり。

【十四】

○入太廟、每事問。

詳見八佾篇。

〔訓読〕

○太廟に入りて、事毎に問ふ。

詳しくは八佾篇に見ゆ。

〔語釈〕

○詳見八佾篇 『論語』八佾篇・15章（本訳注（三））参照。

【十五】

○朋友死、無所歸。曰、於我殯。朋友之饋、雖車馬、非祭肉不拜。

此見聖人之交朋友、一於道義、不以凶爲嫌、不以財爲重也。

〔訓読〕

○朋友死して、帰する所無し。曰く、我に於いて殯ひんせよ。朋友の饋りものは、車馬と雖ども、祭りの肉に非ざれば拝せず。

此れ聖人の朋友に交はるを見ず、道義に一にし、凶を以て嫌と為さず、財を以て重しと為さざるなり。

【十六】

○寝不尸。居不容。

厚齋馮氏曰、寝、所以休息、易於放肆也。放肆、則氣散而神不聚。居、所以自如、無事乎儀容也。爲容、則體拘而氣不舒。蓋寝而尸、則過於肆、居而容、則過於拘。二者皆非養心之道。

〔訓読〕

○寝ぬるに尸せず。居るに容づくらず。

厚齋馮氏曰く、寝は、休息する所以、放肆し易きなり。放肆すれば、則ち氣散じて神、聚まらず。居は、自如たる所以、儀容に事とする無きなり。容を為せば、則ち体拘せられて氣、舒びず。蓋し寝ねて尸せば、則ち肆に過ぎ、居りて容づくれば、則ち拘に過ぐ。二者皆な養心の道に非ず。

〔語釈〕

○厚齋馮氏曰く二者皆非養心之道 『論語集注大全』郷党・16章。

【十七】

○見齊衰者、雖狎必變。見冕者與瞽者、雖褻必以貌。凶服者式之。式負版者。有盛饌必變色而作。迅雷風烈必變。

齊衰言狎、冕瞽言褻。蓋互文爾。

〔訓讀〕

○齊衰しきいの者を見ては、狎ひれたりと雖ども、必ず變ず。冕者と瞽者とを見ては、褻せと雖ども、必ず貌を以てす。凶服の者には之しよくに式しきす。負版ふばんの者も式しきす。盛饌せうけん有れば、必ず色を變じて作たつ。迅雷風烈には必ず變ず。

齊衰は狎を言ひ、冕瞽は褻を言ふ。蓋し互文のみ。

【十八】

○升車必正立執綏。車中不内顧。不疾言、不親指。

執綏以初上車時、言必正立無不敬也。下言車中、則在車矣。

〔訓讀〕

○車に升りては、必ず正しく立ちて綏すいを執る。車の中にして内顧せず。疾言せず、親指せず。

綏を執りて以て初めて車に上る時、必ず正しく立ちて敬せざる無きを言ふなり。下に車中と言ふは、

則ち車に在るなり。

【十九】

○色斯舉矣。翔而後集。

邢氏曰、此以飛鳥喻也。集註謂此上下必有闕文。竊意首句當有贊鳥之言、而以子曰起之。

曰、山梁雌雉、時哉、時哉。子路共之。三嗅而作。

雉在山梁、人所難至之地。與止丘隅者相類。孔子以其飲啄自適、故稱時哉。子路共之、共猶向也、以手拱向之也。與居其所而衆星共之之共同。雉見其然而起去、亦見幾而作之意。嗅、晁氏據石經作憂、謂雉鳴也。於義爲長。朱子據註疏、以嗅爲鼻歆其氣也。以共爲供具。則以子路之賢能知孔子愛物之意、必不誤認時哉之言爲時物而供之。且山梁之雉、恐非一時所能弋致也。劉聘君據爾雅作臭、以爲張兩翅、意亦近之。但臭本氣倦體疲之義、恐未然耳。新安陳氏則謂色舉翔集、即謂雉也。夫子見雉如此曰、此山橋邊之雌雉、其見幾而舉、詳審而集。時哉、時哉、蓋謂時當飛而飛、時當下而下、皆得其時也。子路不悟以爲時物、取雉供之。夫子不食、三嗅而起。若移山梁雌雉一句冠於此章之首、則辭意似尤明云。大抵此言共嗅皆本朱子、惟欲并與色舉翔集合爲一章、則又非朱子意也。蓋雉性剛介、起則戛然作聲、飛則決然不止、其勢甚速、其去不遠、無翔集之狀。胡氏已有辯、見於或問矣。故翔集但可以鳥言、與雌雉不可合而爲一也。特以雉亦有見幾之義、故以類從翔集。而曰、上脫一字、則其上又或有闕文、亦未可知也。

〔訓読〕

○色みて斯に挙り、翔りて而して後に集まる。

邢氏曰く、此れ飛鳥を以て喩ふるなり。集註に謂ふ、此の上下必ず闕文有りと。竊かに意ふに、首句は当に鳥を賛するの言にして、子曰を以て之を起すこと有るべし。

曰く、山梁の雌雉、時なるかな、時なるかな。子路、之を共す。三たび嗅ぎて作つ。

雉は山梁に在り、人の至り難き所の地なり。丘の隅に止まる者と相ひ類す。孔子は其の飲啄自適なるを以て、故に時なる哉と称す。子路、之を共にす、共は猶ほ向のごとし、手を以て之に拱向するなり。

其の所に居りて、衆星、之に共ふの共と同じ。雉は其の然るを見て起去し、亦た幾を見て作るの意なり。

嗅は、晁氏、石経に抛りて憂に作る、雉の鳴くを謂ふなり。義に於いて長たり。朱子、註疏に抛りて、嗅を以て鼻の其の気を歆くと為すなり。共を以て供具すと為す。則ち子路の賢を以て、能く孔子の物を

愛するを知るの意にして、必ず時なるかなの言を誤認して時物と為して之を供せず。且つ山梁の雉は、恐らく一時の能く弋致する所に非ざるなり。劉聘君は爾雅に抛りて臭に作る、以て両翅を張ると為す、意も亦た之に近し。但だ臭は本と気倦み体疲るるの義なり、恐らくは未だ然らざるのみ。新安陳氏は則ち謂ふ、色みて挙り翔りて集まるとは、即ち雉を謂ふなり。夫子の雉を見ること此の如くして曰く、此の山橋辺の雌雉は、其の幾を見て挙り、詳審して集まる。時なる哉、時なる哉とは、蓋し時に当に飛ぶべくして飛び、時に当に下るべくして下る、皆な其の時を得たるを謂ふなり。子路、悟らずして以て時

の物と爲し、雉を取りて之を供す。夫子、食らはず、三たび嗅ぎて起つ。若し山梁雌雉の一句を移して此の章の首に冠すれば、則ち辞意、尤も明らかなるに似たりと云ふと。大抵、此に共、嗅と言ふは皆な朱子に本づく、惟だ色挙、翔集と并せて合して一章と為さんと欲す、則ち又た朱子の意に非ざるなり。蓋し雉の性は剛介、起くれば則ち憂然として声を作し、飛べば則ち決然として止まらず、其の勢、甚だ速し、其の去ること遠からず、翔集の状無し。胡氏已に弁有り、或問に見ゆ。故に翔集は但だ鳥を以て言ふべし、雌雉と合して一と為すべからざるなり。特に雉を以て亦た幾を見るの義有り、故に類從を以て翔集す。而して曰く、上に一の子字を脱す、則ち其の上に又た或は闕文有り、亦未だ知るべからざるなり。

〔語釈〕

○止丘隅 『詩經』小雅・緜蠻に、「緜蠻たる黄鳥、丘の隅に止まる」とある。

○居其所、而衆星共之 『論語』為政篇・1章に、「子曰く、政を為すに徳を以てす。譬ふれば北辰、其の所に居りて、衆星、之に共むかふが如し」とある。

○晁氏據石經作憂、謂雉鳴也 『論語集注』郷党。

○劉聘君據爾雅作臭、以爲張兩翅 『論語集注』郷党に、「劉聘君曰く、嗅は、当に臭に作るべし。古闕の反なり。兩翅を張るなり。爾雅に見ゆ、と」とある。『爾雅』釈獸に、「鳥を臭と曰ふ」とあり、郭璞の注に「兩翅を張る」とある。

○新安陳氏、則辭意似尤明云。『論語集注大全』郷党。

○胡氏已有辯、見於或問矣。『四書或問』卷十五・論語・郷党に、「或ひと問ふて曰く、胡氏以為へらく雉の飛ぶや決起し、其の止まるや下投す、翔集の状無し。以て此の説を破するに足れり。

大抵此等の処、必ず闕文有り、自ら必ずしも強ひて之が説を為さざるなり」とある。



